

# 毛利家臣堅田元慶の生涯と堅田家伝来小早川家文書

宮崎勝美

## はじめに

『大日本史料』第十二編は一九六七年刊の第四十四冊から二〇〇九年刊の第五十九冊まで、十六冊をかけて元和八年（一六二二）一年分の編纂を終了した。一年分の編纂に四十年以上もの年月を要するのは問題であり、今後は迅速化の方策を講じていかなければならないが、一方で総頁数約八千頁に及ぶ大部の史料集は、この年に起こった事件に関係する史料を徹底的に蒐集・網羅した成果であり、基幹的編年史料集としての『大日本史料』のひとつの典型を示しているともいえる。

その元和八年の最終冊である第五十九冊には、同年九月二十七日に死去した毛利家臣堅田元慶の卒伝二二九頁を補遺として収録した。この元慶は毛利輝元に重用され、関ヶ原の戦いまでは輝元の側近および毛利氏の奉行人として活躍したが、関ヶ原の後には輝元の嫡男秀就とともに証人として江戸に召し寄せられ、同地で生涯を終えた。『大日本史料』第十二編でははじめ、元和八年年末雑載死歿条に「閔閔録」等三点を収めてこの人物の死歿に関する史料の編纂を終えていたのであるが、その後関係史料が大量に残されており、しかもその多くが未翻刻・未紹介であることがわかったため、新たに立条して卒伝を編纂し直した次第である。本稿ではその編纂報告を兼ねて、堅田元慶の生涯について概観すること

にしたい。なお、このあと述べるように元慶は小早川隆景とも深い関係があり、その誼みによって堅田家の子孫はかつて小早川家に伝来した重要文書の多くを江戸時代を通じて持ち伝えた。それらは明治期に小早川家が再興されたあと同家に譲渡され、大日本古文書の一書目として編纂・刊行された。第二次大戦後には国の重要文化財に指定されている。堅田家がこの小早川家文書を持ち伝えた経緯についても、合わせて考察を加えることにしたい。

## 一 堅田元慶と堅田家伝来史料

### （一）堅田元慶の履歴

まずはじめに堅田元慶の履歴を「閔閔録」・「譜録」の記事からまとめよう。

永祿十一年（一五六八）

粟屋元通の次男（三男とも）として出生。

—

毛利輝元の近習として召し出さる。

天正十年（一五八二）

元服（はじめ正勝、のち元慶と称す）。

—

小早川隆景の継嗣となることを辞退、堅田に改姓。

同十三年（一五八五）

隆景伊予移封ののち備後三原城を預けらる。

る。

同十六年（一五八八）

輝元に随行して上洛。従五位下兵部少輔に叙任、秀吉より豊臣姓を与えらる。

同二十年（一五九二）

輝元に従って朝鮮に出兵。

文禄～慶長初年

この頃度々輝元とともに上洛（上坂）。

慶長元年末頃～

毛利氏奉行人連署書状に加判。

慶長五年（一六〇〇）

組頭に任ぜらる。／関ヶ原の戦いの時、輝元とともに大坂城に滞留。／輝元より

大和守に任ぜらる。

同六年（一六〇一）

輝元嫡男秀就とともに出府、以後証人と

して江戸に居住。

同十五年（一六一〇）

江戸に瑠璃光寺を開く。

同年頃

国元から妻子を出府させる。

元和六年（一六二〇）

発病。／長男虎丸元服（弥十郎就政）。

同八年（一六二二）

九月二十七日卒、享年五十五歳。

同九年（一六二三）

妻子、帰国を許さる。

この略年譜からもわかるように、元慶の生涯は関ヶ原の戦いを境に一変した。前半生は輝元に取り立てられて毛利家家中でも豊臣政権との間でも活躍するが、後半生は二十年余りにわたって証人生活を送り、一時的な帰国を除くとついに許されることなく江戸で死去した。次章および次々章ではこの前半生・後半生に分けて生涯を追っていくことにする。

## （2）堅田家伝来史料

考察に入る前に、堅田家の伝来史料についてもまとめておく。その主なものは次の通りである。

### ①史料編纂所所蔵「堅田文書」

架番号貫五―一、二八卷四八八通。全体の約半数が近世初期、堅

田元慶およびその子就政の時期の文書であり、中でも毛利輝元の書状類（一〇八通）、同秀就の書状（七一通）が多くを占める。

史料編纂所に収められた直接的な経緯は不明であるが、下記⑤の中に、一九三一年から三五年にかけて、堅田家の子孫愛次郎氏が数回にわたって史料編纂所に所蔵文書を郵送し、売却の話をもちかけていたことを示す書簡等が残っているので、そこから推測すると一九三五年頃同氏が史料編纂所に売却したものと思われる。

### ②史料編纂所所蔵レクチグラフ「堅田文書」

架番号六八〇〇―七五、一冊三三点、山口県堅田愛次郎氏所蔵、一九三一年五月撮影。（慶長四年）五月三日附徳川家康書状のほか、慶長～元和の江戸証人期に幕府年寄本多正信・同正純・土井利勝や旗本米津田政らが元慶に与えた書状等を収める。また堅田家とは関係のない天正十七年三月九日附福島正則宛豊臣秀吉朱印状（史料編纂所編『豊太閤真蹟集』上六八号所収）も含まれている。下記⑤のうち昭和六年（一九三一）四月二十二日附史料編纂所書簡写によれば、堅田氏はこれらの文書原本を送付して購入を持ちかけたが、条件が折り合わなかったらしく、史料編纂所は写真撮影をした上で返却したものと推測される。なおこの史料の原本は、大半が所在不明となっている。

### ③史料編纂所所蔵レクチグラフ「成實堂古文書」第百四十冊の一部

架番号六八〇〇―二〇〇―一四〇、「第二十 雑文書 其三」のうち、『成實堂古文書目録』<sup>3)</sup>の一八四号「堅田文書」二卷二一通、および一九三号「小早川隆景書状其他」一巻一四通（目録では一三通）が堅田家旧蔵文書とみられる。前者は文禄～元和期に毛利輝元が元慶に与えた書状類、後者は慶長初年頃に小早川隆景や穂井田元清が元慶に与えた書状（輝元への披露状を含む）と元和期

に毛利秀元が元慶やその甥粟屋就俊に送った書状より成っている。<sup>(4)</sup>  
 ④山口県文書館所蔵「一般郷土伝来堅田家文書」

山口県立図書館旧蔵、五七点。慶長〜寛永期の文書が比較的多く、婚姻・養子縁組など堅田家の私的な部分にかかわるものも含まれている。

⑤同館寄託「山口市堅田家文書」

二〇〇三年に堅田家子孫の知人から寄託された史料、七一点。知行宛行・相続関係、系図類・過去帳類、江戸瑠璃光寺関係史料など。一九三一年から三五年にかけて史料編纂所との間で交わされた史料貸借・売却交渉に関する往復書簡などを含む。

⑥佐伯隆氏保管堅田家史料

堅田家に最後まで残されていた史料約二〇点で、上記④・⑤の続きに当たる。堅田家歴代画像、過去帳、什書目録、近世中期以降の文書・絵図等が含まれている（現在整理中）。

⑦その他

山口県文書館所蔵毛利家文庫「遠用物」の中に、江戸時代に堅田家が提出したと思われる文書数点がある。また毛利博物館所蔵毛利家史料の目録には、幕末期を中心とする「堅田家文書」三袋がみえる。<sup>(5)</sup>このほか一九三〇年頃堅田家から流出したとみられる史料が影写本「反町茂雄氏所蔵文書」一（慶長四年十二月廿六日附毛利輝元定書）、慶應義塾図書館所蔵反町文書（天正十六年三月十一日附毛利輝元判物）などに含まれている。

以上、現存する堅田家伝来史料について概観した。このほか堅田家が持ち伝えた小早川家文書については第五章で述べることにする。

## 二 堅田元慶の生涯―関ヶ原まで

(1) 輝元の重用―側近・奉行人として

先の略年譜にみえるように、堅田元慶は毛利家臣粟屋元通の子として永禄十一年（一五六八）に誕生し、元服前に毛利輝元の近習として召し出された。早くから輝元に気に入られ、小早川隆景の継嗣となることを勧められながらもそれを辞退して堅田に改姓したのは、元服から間もない十五歳から十八歳の間のことであった。天正十六年の輝元上洛の際には他の重臣に先んじて叙任するとともに、秀吉から豊臣姓を与えられている。

輝元とともに朝鮮出兵から帰国した文禄二年（一五九三）以降は、出頭人のひとりとして活躍の場を広げていった。現存する史料では、遅くとも慶長元年（一五九六）末頃から奉行人連署奉書に加判し始めたことが確認できる。次の史料はその一例である。<sup>(6)</sup>

輝元公、御判

太閤様来二月御下向候、然者、己斐之橋并広嶋中小橋取繕等被仰付候条、人夫之事安芸国中へ被申付可被指出候、誰々領内成とも難決之者候者、其肝煎を被擲取、至大坂可有注進候、其上を以可有御成敗候、いづれも御扶持方被遣候間、可被得其意候、橋奉行桂五郎左衛門尉・兄玉弥兵衛方へ被仰付候条、可被仰談候、不可有油断候、恐々謹言、

堅田少

（慶長元年）十一月廿七日

元慶

張六左  
元至  
榎中太

山田吉兵衛尉殿  
国司平兵衛尉殿

元吉

これは秀吉の九州下向に備え、広島城下およびその近隣の橋普請を命じたものである。輝元の袖判が据えられているが、その意を奉ずる形で奉行人榎本元吉・張元至とともに元慶が連署に加わっている。

この前後の時期における毛利氏行政機構については、先行研究を見直してその変遷を簡潔に整理した光成準治氏の研究がある。氏は天正十年から慶長五年までを次のように四期に分けて説明している。<sup>(7)</sup>

第一期（天正十～十五年）

伝統支配型官僚制機構（譜代有力家臣から成る旧来の奉行層）と出頭人的官僚制機構（輝元独自の奉行人Ⅱ「輝元奉行人」）が混在していたが、前者が明確に優越しており、当主輝元もそれに束縛される状況にあった時期。

第二期（天正十六～二十年）

旧来の奉行層に代わって出頭人的官僚制機構が政務の中枢を担うようになったものの、その専制を抑制するための伝統支配型官僚制機構も併存した時期。

第三期（文禄二～慶長三年）

朝鮮侵略戦争を契機に輝元出頭人に権力が集中し、輝元専制体制が進行した時期。奉行人は伝統的基準を排除して能力重視で選任されていた。

第四期（慶長三～五年）

松寿丸（秀就）の後継決定を契機に、安国寺惠瓊・福原広俊らライン組織の統率者を取り込むことにより基盤の安定化を図り、またスタッフがラインの長を兼職することにより、出頭人的官僚制機構が

主導する形で有力国人等を毛利氏家中へ包摂しようとした時期。

この過程はちょうど元慶が輝元に重用され、奉行人として毛利氏の行政機構の中枢に入っていく時期と重なっている。第一期～第三期に輝元に権力が集中していく過程でそれを助けた出頭人的官僚のひとつの典型が元慶であったと言つてよいであろう。なお第四期の説明にある「ライン」とは近世的家臣団編成の原型となる基本組織の指揮系統ことであり、対する「スタッフ」が行政組織を担ういわゆる官僚を指しているが、ここで「スタッフ」がラインの長を兼職したとされる事例のひとつに、慶長五年一月の元慶の組頭任命が挙げられている。

元慶が輝元から信頼され、厚遇を受けていたことを示す事実は枚挙に遑ないが、知行の急激な増加がそのことを端的に物語っている。庶子であった元慶は知行ゼロから出発したが、天正十九年頃のものどされる「八ヶ国御時代分限帳」には既に周防・出雲・長門・安芸四ヶ国七四三八石九升の知行が書き上げられている。<sup>(8)</sup> 田中誠二氏によるとこの石高は年貢高であり、領知高の六～七割に当たる数字であったとされるから、それによって換算すると、元慶の知行高は一万～一万二千石程度であったことになる。元慶は天正十年に元服し、同十九年時点ではまだ二十四歳であった。<sup>(9)</sup> そのわずか十年足らずの間に知行が急速に増されたことがわかる。<sup>(10)</sup> 出頭人として能力を発揮し、それが評価された上でのことだとしても、輝元の並々ならぬ厚遇ぶりをそこにもみることができよう。

(2) 豊臣政権との関係

文禄朝鮮出兵の頃から元慶は常に輝元の君側にあり、文禄～慶長初年には輝元に従つてたびたび上洛してその取次役を務めるとともに、単独でも直接豊臣政権の指示を受けて行動した。その活動の様子を伝える多

数の史料の中から、ここではやや変わった内容をもつ木下吉隆の書状を一通紹介する。<sup>(11)</sup>

〔(大膳 木下吉隆) 大膳 木下吉隆

〕

〔墨引〕 堅兵さまる

為音信銀子式拾枚<sup>(山吹)</sup>被懸御意候、誠御懇之儀、忝次第候、可然様  
 之御取成頼存候、近日我等身上之取紛、無音令迷惑候処、如此段、  
 別而忝候、中国へ御下向之由、御大儀候、やかて可被成御上洛候、  
 自然大坂之御滞留も候へ、御下向之刻可得御意候、爰元やと無之<sup>(大坂)</sup>  
 候て、方々あるき申候とて、不懸御目候、家をも一昨朝被下候へと  
 も、いまたやしき無之候て、つくり申候事不罷成候、我等家へ、西  
 尾豊後之被下、我等之<sup>(戸田勝隆)</sup>戸田京の家を取候て造り候へと被仰候由候、  
 これへ最前西豊之被下候、我等縁者之て候、いまた奉行衆之不被申  
 出候間、其御左右まち申事候、我等家之事、西豊斟酌申けに候間、  
 可有如何候哉、恐惶謹言、

八月五日

吉隆(花押)

木下吉隆は秀吉の有力な側近であったが、文禄四年(一五九五)七月に豊臣秀次が失脚して高野山において切腹させられた後、突然薩摩坊津に配流された。右の書状は吉隆が大膳を名乗っていることから文禄三年以降に年代が限定され、さらに「近日我等身上之取紛」などという状況から判断すると秀次事件直後のものである可能性が高い。従来吉隆は秀次を護送して行った高野山で謀反加担の疑いをかけられ、島津義弘預けとなつて薩摩に流されたとされているが、ここに記されているのはそれとは異なる状況である。何らかの処分を受けて当時秀吉がいた伏見から追われながらも、薩摩に配流されることなどはまったく想定されておらず、大坂に住居を見つけようとしていたことが見て取れる。近く輝元とともに広島に帰国しようとしていた元慶に対して、途中大坂に滞在する

ならその時に会いたいと伝えるなど、さほどの緊迫感も感じられないのである。秀次事件の経過や背景は不明な点が多く、吉隆が失脚させられた理由もはっきりわかっていないのであるが、この書状はそれを探る上で重要な意味をもっているのではないかと思われる。<sup>(13)</sup>

(3) 天正二十年朝鮮出兵途中の事件

関ヶ原以前の元慶の動静を伝える史料はこのほかにも多数残っているが、『大日本史料』第十二編の同人死歿条でも紙幅の制約のためそのすべてを翻刻することはできず、割愛した史料を目錄にまとめて参考に供することにした。本稿もまた、元慶前半生のこの時期についてはほんの一端にふれることしかできない。詳しくは死歿条に採録した史料を参照していただくことにして、ここでは元慶の身にふりかかったある事件に関する史料を紹介しておく。<sup>(14)</sup>

ひやうふ事、かのとよつへつかへすへきよし申候へ共、ふねにかくし候て、めしつれわたり候、心やすかるへく候、そこもの事、もちろんさおいあるましく候、なにへんあんとき候へく候、しかれとも何事もひつそく候する事、したくまでかんように候、ひやうふのせうきやうの事、人ともたつね候とも、くりやう候へ、ふらし付候、そのところへないき申きかせ候へく候、心へのために候、かしく、

卯月四日

〔(毛利輝元) 毛利輝元

〕

この書状は輝元の花押形から天正末々文禄初年のものと判断される。<sup>(15)</sup>宛所部分が摩滅していて判読できず、文意も不分明なところがあるものの、元慶の身辺に何か問題が起り、輝元がそれを庇うため船に乗せてその地を離れたらしい様子が窺える。宛先は元慶の身を案じている女性

とみられるが、輝元はそれに対して安堵せよと言いながら、なお慎重に逼塞していることが肝要であると伝えている。

それにしても元慶の知行のことまでが心配されているのは、いかなる状況なのであろうか。編纂を進める過程でもなかなかそれを見出せなかったのであるが、「閩閩録」三戸平左衛門呈譜<sup>(16)</sup>の中にこれに関係する史料があった。それは輝元が家臣らに何事かを命じ、成功した場合に扶助を加えることを約した卯月二日附の直書である。ごく短い文面で命令の内容は書かれていないが、「閩閩録」にはその詳しい説明文が付けられている。それによると、天正二十年輝元らが朝鮮に出兵する途中、博多において元慶の家臣二名が市中の者と口論に及び、「宗旦」なる者を打擲するという事件が起こった。現地にいた秀吉の奉行衆がそれを聞き付けて騒ぎになったが、輝元は先手を打ち、打擲した元慶の家臣を捜し出して「しまつ」することを命じたというのである。右の直書は現場から逃走した家臣の捕提を命じた文書なのであった。

博多の「宗旦」というとまず思い出されるのは、同地の豪商神屋宗湛である。調べてみると「宗湛日記」<sup>(17)</sup>には関係記事は見られなかったが、「神屋文書」<sup>(18)</sup>の中に次の輝元書状が含まれていた。

其已後無音之至候、仍、今度不慮之儀、朦氣令察之候、早々可申候  
 処、就出船打過之候、随分療治専一候、将亦銀子<sup>五十兩</sup>進之候、猶、  
 此者可申候、謹言、

卯月六日  
 神屋  
 宗湛

毛利  
 輝元(花押)

花押は先の卯月四日附書状とほぼ同形である。輝元は天正二十年の四月初めに壹岐に渡ったことが知られており、文中の「出船」という表現はそれと符号する。これは輝元が壹岐に向かった後で宗湛の許に届けられた書状とみてよいであろう。とすると「今度不慮之儀、朦氣令察之候」

と言い、「随分療治専一候」として見舞銀を送っているのは、博多市中での打擲事件に関係があるのではなからうか。

こうしてみると三つの史料がすべて関連して来る。元慶の家臣が打擲したのは豪商神屋宗湛であり、秀吉の奉行らがそれを咎めて主人である元慶をも追及しようとしたが、輝元は元慶が騒動に巻き込まれるのを避けるため、早手回しをして事件の加害者を処分し、元慶を「船に隠して」壹岐に渡海してしまったのであろう。事件の第一報は毛利氏領国にも届いていて、元慶の身内は重い咎めを受けることを心配していたが、輝元はそれに対して元慶は壹岐に連れて来てしまったから安心するようにと伝えたのである。宗湛は事件直後の四月五日に茶会の席に出ているから「宗湛日記」同日条)、さしたる怪我もしていなかったものと思われる。しかし朝鮮出兵の一大支援者である宗湛が打擲されたと聞いた奉行らは秀吉の怒りを恐れ、大騒ぎをしたのではなからうか。この事件の経過からは、秀吉政権と毛利氏の位置関係や、元慶の身を庇う輝元の思いの深さを窺い知ることができる。

### 三 堅田元慶の生涯―関ヶ原以後

#### (1) 証人として江戸出府

関ヶ原の戦いの時、西軍の総大将毛利輝元は大坂城に留まったまま戦場に赴かず、側近の元慶もそれに従っていた。決戦二日前の慶長五年(一六〇〇)九月十三日、大津城攻略に手こずっていた毛利家臣清水景治に対して「世上之物沙汰不及是非候、無念至極候」などと厳しい調子で責め立てた元慶の書状が残っている<sup>(19)</sup>。

関ヶ原敗戦の後、徳川方は輝元の嫡子秀就を証人として差し出すことを求め、慶長六年九月、当時七歳であった秀就は江戸に向かうことになった。この時元慶も秀就に随行したが、これは単なる供ではなく、彼自身

関ヶ原前後の罪を問われ、証人として召し寄せられたのであった。

その経過は後年元慶が記した「堅田大和書付」<sup>(20)</sup>に詳しく述べられている。それによると関ヶ原の後徳川家康は、元慶の行動は安国寺恵瓊と同然であるから、(斬首された) 恵瓊と同様に処分すべきであると言っていたが、井伊直政がそれを宥めたことにより、極刑を免れて証人として江戸に下向するに留められたのだという。元慶は江戸に到着した翌年の慶長七年十一月になって、本多正信と榊原康政の取成を得てようやく家康と対面し、「御礼」を述べる機会を得た。その後正信が元慶に打ち明けたところでは、家康は元慶の罪を問う考えを捨てていなかったが、正信はそれに対して、元慶は主人の命を受けて行動しただけであって、家臣としては主命に従わざるを得なかったのだと庇い、家康もそれによってようやく翻意したのだという。

別の史料では、元慶自身に戦犯の嫌疑がかけられたことと、その結果江戸に召し寄せられたことを「元来大和事、関原陣一件に付御不審有之者に付、為証人江戸に召寄」と簡潔に表現している。輝元は江戸に向かう重臣福原広俊に、「於于今(元慶)彼者事、た、の物なみ召置候」<sup>(21)</sup>、つまり今後は特別な重臣ではなくただの一家臣として召し使うからと本多正信に伝えて、元慶の赦免を求めよう命じている。<sup>(22)</sup>しかしこの後元慶は、元和八年に死去するまでついに許されることがなかった。輝元の身代わりとして江戸に置かれた秀就は成長のち慶長十六年に初めて萩に帰国し、以後はほぼ隔年に参勤するようになったが、元慶は前後二十年余りにわたって江戸居住を強いられたのである。

## (2) 一時帰国と妻子の江戸出府

もともと元慶は江戸をまったく離れなかった訳ではなく、慶長八年から元和五年までの間に少なくとも十回程度、幕府から許されて一時帰国

したことが確認できる。また時折熱海に湯治に赴いたり鎌倉に出かけていたことなども史料から窺える。<sup>(23)</sup>

いったん帰国するとなかなか江戸に戻って来ないこともあったらしく、ついには本多正信から国元の妻子を呼び寄せるよう指示されるに至った。慶長十四年四月のものとみられる本多正信書状<sup>(24)</sup>には、妻子が江戸に来ていれば今後は元慶が帰国しやすくなる、一度出府してまた国に帰ることもあり得よう、などと妻子の江戸下向を求める文言が連ねられている。これは正信個人の意見であり、いつも期限は付けない、と柔らかい調子で語られているものの、元慶や毛利家には幕府からの強い勧告と受けとめられたことであろう。元慶の妻(永代家老益田元祥の女)は病気がちであったためか、初めは江戸下向を渋っていたようであるが、それに対して輝元は次のような書状<sup>(25)</sup>を送って決断するよう求めている。

なをく、此ふんはやくさし上、御き色をよくつかまつり候へ、かの物身上よくなりゆき候事候、いらい御のほりくたりもやすく成申事候ま、いよくしあへせよく候へとめてたく候、く、かしく、

江戸へのこと、大和に申きかせ候へ、申さま一たんよく候て、われく、あんと申候、此うへいそき御くたりかんように候、まことに御大きな中々申はかりなく候へとも、さ候へねは、はたと身上のめいわくに成申事候、その御心かんように候、大和申事のころ所なく候、その上にもいよく申きかせ候事候、少も疎御さ候へす候、く、くはしく此人申さるへく候、く、かしく、

輝元は元慶妻子の江戸下向を堅田家だけの問題ではなく、幕府と毛利家との関係でとらえ、これを実行しなければ家の存続にもかかわると考えていたことがわかる。元慶の妻がようやく得心して江戸に出立する際には、「こんとゑ戸御くたり、御大儀申はかりなく候、我々への御

「<sup>(馳走)</sup>ちそうまで候、<sup>(忘)</sup>ほうきやく<sup>(却)</sup>そんな候へす候」と感謝し、以後毎年浮米百俵ずつを給付すると約束している。<sup>(26)</sup>幕府の意を受けて江戸に下向することは、輝元への「御ちそう」、毛利家への奉公に他ならなかったのである。

### (3) 証人期間中の元慶の活動

元慶にとっても、幕府に対する証人として江戸に留められていることそれ自身が毛利家への奉公、役儀であった。関ヶ原の後堅田家は知行を六千石前後に削減されたが、元慶が江戸に詰めている間は軍役・普請役を減免されていた。また断片的に残っている史料をみても、日頃から幕府年寄や譜代大名・旗本らと親しく交際し、毛利家に対する心証をよくするよう務めていたことが窺える。元慶は気短かなところがあつたらしく、輝元は本多正信らとの間がうまく行っているかどうかを心配したりしているが、<sup>(27)</sup>元慶は正信に対しては鷹狩に出向いた先にまで音信物を届けるなど、細心の配慮を尽くしていたようである。

証人として江戸に下向してからの元慶は、毛利家の公的な役職から退いていたものと思われるが、一時帰国して国元に滞在している間は他の家臣の願意を輝元に取り次いだり、輝元の意を家中に伝える奉書に加判したりしている。<sup>(28)</sup>それらはすべて輝元との個人的な近しさによるものである。江戸定詰を続けていても、輝元の後ろ盾を得て家中で一定の地位を保ち続けたのである。

証人期間中に元慶が行った興味深い事業として、江戸瑠璃光寺の創建がある。その経緯を「江戸瑠璃光寺建立由来」<sup>(29)</sup>でみておこう。

一慶長五年輝元公御打入<sup>(1)</sup>之後、御家老中江府御參勤之時節、堅田御先祖<sup>(2)</sup>当寺十二代秀山和尚<sup>(3)</sup>別而御懇意之間<sup>(4)</sup>有之由、其頃<sup>(5)</sup>秀山和尚、仁保之庄養徳院<sup>(6)</sup>致<sup>(7)</sup>隱居<sup>(8)</sup>被<sup>(9)</sup>居候處、堅田御先祖被<sup>(10)</sup>仰

候<sup>(11)</sup>、江戸當時諸大名大普請最中<sup>(12)</sup>、繁花從<sup>(13)</sup>此時<sup>(14)</sup>始<sup>(15)</sup>り候、貴和尚彼之地<sup>(16)</sup>江<sup>(17)</sup>御越候<sup>(18)</sup>、一<sup>(19)</sup>両寺建立申度候<sup>(20)</sup>有<sup>(21)</sup>之<sup>(22)</sup>付、慶長十五年庚戌之九月、秀山和尚当地発駕、趣<sup>(23)</sup>江府<sup>(24)</sup>、如<sup>(25)</sup>約諾<sup>(26)</sup>、於<sup>(27)</sup>江<sup>(28)</sup>戸<sup>(29)</sup>瑠璃光寺<sup>(30)</sup>ヲ建立被<sup>(31)</sup>成、御自身<sup>(32)</sup>ニハ開基<sup>(33)</sup>被<sup>(34)</sup>レ成、秀山和尚住職被<sup>(35)</sup>ニ相勤<sup>(36)</sup>一候、

元慶は以前から懇意にしていた周防瑠璃光寺の元住持秀山に対して、江戸は諸大名が集まって繁華の地となりつつある、自分が寺を建立するから江戸に来てはどうかと誘い、それに応じた秀山のために国元と同じ瑠璃光寺という名の寺を創建したというのである。のち元慶はこの瑠璃光寺に葬られ、同寺と元慶の墓碑はいまも東京都港区区内に残っている。有力大名ならばともかく、陪臣が江戸に寺院を開き、しかもそれが長く存続したのは希有な事例である。

### (4) 発病と死去

元慶は元和六年(一六二〇)三月頃発病し、以後は一時帰国することも叶わなくなった。病名は不明であるが、熱海への湯治が許された際、元慶からの願出を幕府年寄土井利勝に取り次いだ旗本米津田政は「あたみ<sup>(30)</sup>の御手前など御煩<sup>(31)</sup>能様<sup>(32)</sup>承候」と書状に記している。あるいは脳卒中などで倒れ、その後遺症を癒すため熱海に湯治したのであろうか。

発病した時元慶は五十三歳になっており、証人生活も二十年近くに及んでいた。輝元はこれ以前からその赦免と帰国許可を幕府に働きかけていたが、元和五年暮れから六年初めにかけて行われた交渉は不調に終わっていた。元慶が親しく付き合っていて、その赦免願を幕府年寄に取り次いだ柳生宗矩がその結果を伝えた書状によると、土井利勝は理解を示してくれなかったものの、本多正純が現在帰国中の秀就が<sup>(31)</sup>出府してからでないといふ暇は与えられない、「今<sup>(32)</sup>ハ無用」と主張して許されなかったという。そ

の後秀就が出府してからも、結局元慶の帰国は実現していない。

元慶は一男五女の子に恵まれたが、男子が生まれたのは遅く、慶長十八年、四十六歳の時のことであつた。発病した元和六年の暮れ、まだ八歳であつたその嫡男虎丸を元服させ、秀就より一字を賜つて就政と名乗らせた。就政は翌七年四月、秀就に伴われて江戸城に登城して將軍秀忠への謁見を果たし、元慶はその礼と端午の祝儀のため、年寄酒井忠世や譜代大名・旗本各家の屋敷に挨拶廻りをしている。元慶は証人の身であつたが、後に述べるように幕府から屋敷を与えられ、時に登城して將軍にも謁見した。帰国はついに許されず、自分が死んだ後も家族が江戸居住を強いられることを覚悟して、残された者たちに相応の待遇を与えられることを願つてそのように行動したのであろう。

元慶はまた同じ頃、娘たちへの財産分与を始めていたらしく、そのうち元和六年十月に次女お竹に与えた讓狀の写が残っている。

一 大判五拾枚 但、改之大仏也、

一 益玄より被遣候金子壹枚 (益田元輝)  
何と可利足頼入通、我等直ニ重々、道安達候へ、何時も可相渡之由、我等へ被達候事、可被得其意候事、

一 京家やしき、銀子拾四貫七百目 但、後之北ノ方屋敷、土藏其外家作銀入目可在之候、此算用可在之候、失念候、

一 長崎家屋敷、銀子五貫め

但、去々年被完候、金子四十枚之由候、内々ハ我等、御身のまへて道安度々五十枚ニ完候可連之と被達候、お五々も間候、兵三も其座敷ニ被居候、毎年家賃在之、黒船來候へハ一段と能候由之事、何も唐船來候へ、毎年家賃有之由候事、

一 白糸八丸、本銀拾貫目、是以利足可在之事、  
亥・戌年まで事候、可有利足候事、

一 銀子五十枚 諸道具代物、京から町において相渡候事、

一 諸道具、是以柏村市兵へ從道安相渡之由候事、  
以上、

右、讓申候、道安并兵三手前在之事候、たしかに可有御請取候所、  
如件、

元和六年

十月二日

(元慶次女)  
お竹とのる

(大相)

(堅田)  
元慶

大判五十枚や銀十貫目相当の白糸（輸入生糸）だけでもかなりの財産といえるが、それ以上に注目されるのは京都や長崎に家屋敷を所持していることである。長崎では借家経営をしていたようで、唐船が到来すると家賃が一段とよくなるなどと記されている。これが次女ひとり分の讓狀であるから、全体としては相当の財産を形成していたものと思われる。詳しい事情は不明であるが、元慶は江戸で証人生活を送りながらも、家臣に命じて各地で資産運用を行っていたのである。

こうして元慶は元和六年から七年にかけて身辺整理を進めたが、同八年に入ると病状が悪化し、時には物事の正常な判断ができなくなっていたらしい。心配した輝元は頻繁に見舞いの書状を送り、元慶の實の甥粟屋就俊らを家族の後見人として江戸に差し向けたりしたが、元慶は元和八年九月二十七日、五十五年の生涯を終えた。瑠璃光寺に残る宝篋印塔には「芸州住」の文字が刻まれている。関ヶ原の後毛利家は防長二国に削封されたが、戦後間もなく江戸に召致され、帰国永住を許されなかつた元慶の自己認識は、ずっと安芸国住人のままだったのであろう。

翌元和九年四月、嫡男就政は再び秀就に連れられて秀忠に謁見し、ようやく家族の帰国が許された。輝元は元慶の長女を一門毛利元俱の嫡男元法に娶せた。元俱は毛利本家との縁組を願っていたため難色を示したが、元法に子が出来たならば男子・女子を問わず秀就の身内と結婚させると約束し、強引に了承させている。<sup>(33)</sup>元慶亡き後も輝元の堅田家への厚遇は続き、同家は江戸時代を通じて毛利一門・永代家老に次ぐ寄組の筆

頭という、家中有数の家格を守り続けたのである。

#### 四 大名家臣証人制と堅田家族の江戸居住

##### (1) 証人としての堅田元慶

江戸時代初期、慶長期から寛文五年(一六六五)に廃止されるまで続いた大名家臣証人制については、在原昭子氏らの研究がある<sup>(34)</sup>。廃止時には三十五家の大名が有力家臣の子弟をそれぞれ一人ないし複数、証人として江戸に差し出ししていた。その多くは外様大名であったが、徳川三家・家門の大名も含まれている。幼少時に江戸に送られて、成長すると帰国を許されることが多く、当初は長期にわたる例もあったが、のちには定詰制と短期間の交代制が併用されるようになっていった。堅田元慶も毛利家の重臣であり、この大名家臣証人制のひとつの事例に当たるが、元慶の場合は彼自身が関ヶ原の戦いで「御不審」を受ける身であったため、交代を許されないまま終生江戸居住を強制された。この点で他と事情が異なっている。

また妻子を呼び寄せて家族で江戸に住んだことも、少なくとも慶長十年代には一般的ではなかったと思われる。先に一部紹介した「堅田大和書付」によれば、本多正信はその指示に従って妻子を呼び寄せた元慶に対して、「太儀苦身にて候、毛利殿家中よりハ貴所一人、妻子共一円ニ引越候事ハ、さりととはと存候」と賞したという。大名家臣の証人制はある時期に一齐に始まったのではなく、段階的に拡大されていったのである。慶長十四年(一六〇九)・元和元年(一六一五)・寛永十六年(一六三九)がその大きな画期であったとされている<sup>(35)</sup>。このうち慶長十四年は、藤堂高虎が大名家臣の証人を江戸に置くべきであると家康・秀忠に建言した年である。元慶が本多正信から妻子の江戸移住を持ちかけられたのは、ちょうどその年のことと思われる。それは元慶の一時帰国が再三に

わたり、また在国が長期に及んだことが直接の要因であり、その意味では個別的な事情によるものであるが、証人制の拡大強化という幕府の政策展開と時を同じくしていたことにも注意しなければならない。

次の史料は、元和三年六月將軍秀忠の上洛時に幕府が大名各家に家臣の証人について書上を求めた際、毛利家が提出した覚書の写である<sup>(36)</sup>。

一 長門守、慶長七年江戸罷下候事、

但、妻子共ニ相詰罷居候事、

付、為御心付年々八木二千俵宛被下候事、

一 吉川内藏人、知行三万五千石、証人同名善兵衛、歳廿九、長門同前ニ差出申候、重而為証人、同名六左衛門尉、歳廿五、差出申候、

只今兩人共ニ相詰罷居候、御心付御扶持方最前ノ無御座候事、

一 毛利山城守、知行六千石、証人兄弟弥一郎、歳十七、指出置申候、

御心付御扶持方無御座候事、

一 宍戸備前守、知行六千石、証人子左介、歳十三、差出し置申候、

御心付御扶持方無御座候事、

一 福原越後守子左近、妻子共ニ最前ノ相詰申候、御心付御扶持方無御座候事、

一 堅田大和、御屋敷被下、妻子ともに相詰申候、御心付御扶持方無御座候事、

御座候事、

右条々、紛無御座候所如件、

元和三

六月朔日

御年寄中様

冒頭に藩主秀就も書き上げられているが、前述の通り秀就はこれより以前慶長十六年に証人生活を終えている。毛利家の末家吉川広正は身内二人を出しているものの、当主である広正自身がまだ若年であったため、

二人の証人はいずれもその実子ではない。一門右田毛利家の元俱は後に元慶の長女の舅となる人であるが、嫡男元法ではなく、十七歳になる自分の弟を差し出している。同じく一門穴戸元統の証人は十三歳の三男である。永代家老福原広俊は成人した嫡男広俊を妻子とともに差し出しており、これが元慶の事例に最も近いといえるが、以上いずれの場合もさほど長期にわたらないうちに交代していたとみられ、元慶のように重臣本人が家族とともに約二十年もの間証人を務めた例はない。なお、大名家臣の証人は幕府から扶持米(証人扶持)を給付されることがあったが、文中に記されているように、毛利家家臣の場合はいずれもそれを与えられていない。元慶の記事にみえる屋敷の拝領については後述することにする。

前述したように元和九年、元慶の家族はようやく帰国を許されたが、それ際に幕府は代人を差し出すよう毛利家に要求した。その時幕府が出した指示は、堅田元慶の妻はその実父である永代家老益田元祥の証人として江戸に召致したのであるから、妻子の帰国を許す代わりに元祥の子息を差し出すように、というものであった。<sup>(37)</sup>これに対して益田元祥は、元慶の妻が江戸に下向したのは益田家の証人としてではなく、元慶の一時帰国を許可しやすくなるようにと本多正信が勧めたからである、と反論した。元慶の妻子が江戸に下向してから十年以上が過ぎ、幕府側の当事者であった本多正信が既に他界して事情がわからなくなっていたのかも知れないが、益田元祥は毛利家の有力家臣として幕府が一目置いていた存在であり、経緯を知っていながらこの機会を利用して証人を差し出させようとした可能性もある。

## (2) 拝領屋敷と幕府普請役

次に元慶の拝領屋敷についてみておこう。毛利秀就は慶長六年九月に

江戸に到着してからしばらくの間、芝の天徳寺に仮寓していたが、同年五月に輝元が江戸に下向して家康への「御礼」を済ませた頃、外桜田に屋敷を与えられた。これが幕末まで続く萩藩の上屋敷である。拝領後大急ぎで作事が進められ、同年八月には秀就が移徙している。元慶はちょうどその頃初めて一時帰国を許されており、同年十一月に江戸に戻ってみると外桜田の屋敷は既に一杯で、住居を設けることができなかった。すると本多正信がそのことを聞き付けて、毛利家屋敷の南側(裏手)の割残し地十三間分を元慶と長府の毛利秀元の居所として与えてくれた。

元慶はそこに小屋がけをして住み始めたという。その後慶長十五年に妻子が江戸に下向すると正信がまた、今後は家来たちも多数移り住むことになるだろうから、場所を見計らって屋敷をもう一か所与えようと言った<sup>(38)</sup>。初めに拝領した屋敷地はいつの頃か秀元の屋敷とともに毛利家上屋敷に吸収されたらしく、元慶はそれとは別に複数の屋敷を幕府から与えられていたものと思われる。江戸時代中期に堅田家と瑠璃光寺の由来をまとめた「瑠璃光寺一卷控」<sup>(39)</sup>には、「瑠璃光寺境内之義者、先年為証人、敷小路御屋敷ニ被成御出候節之御下屋敷ニて候事」と記されている。つまり、元慶が証人として居住していた屋敷は「敷小路」にあり、それとは別に下屋敷を所持していて、瑠璃光寺はその下屋敷の地に建立されたというのである。元慶の歿後百年余り後の史料であるが、堅田家では代々その証人生活について語り次いでいたものと思われる。

敷小路というのは幕末・近代まで残る地名であり、歌川広重の名作「名所江戸百景」にも「愛宕下敷小路」の一枚がある。虎之門を出て南に二筋目の小路がそれである。この付近の屋敷配置を描いた絵図は寛永九年頃とされる「武州豊嶋郡江戸庄図」<sup>(40)</sup>が最も古いものであり、残念ながら堅田家屋敷の正確な位置を知ることができないが、毛利家の外桜田上屋敷に比較的近く、同家中・下屋敷、長府毛利秀元屋敷など、毛利家

に關係する屋敷にも近接していたことがわかる。

一方下屋敷の敷地内に瑠璃光寺が開かれたのだとすると、この寺は当初は自邸内の私的な施設として設けられたのかも知れないが、元慶が死去して家族が帰国した後もそこが独立した寺院の境内地として存続したことは注目に値する。元和九年の家族の帰国後、屋敷地は幕府に返還されることなく毛利家が管理（所持）し続けたらしいことが史料から窺えるが、その後ある時期に毛利家から瑠璃光寺に境内地として寄進されたのであるか。江戸初期の寺院境内地のあり方は不明な部分が多く、これはやや特異な事例ではあるが、その問題を探るひとつの素材となりえよう。

屋敷所持の問題とかかわって、堅田家が幕府から普請役を課されていたことを示す史料を<sup>42)</sup>一点紹介しておこう。

|                        |          |                       |
|------------------------|----------|-----------------------|
| 組                      | 九間式尺     | 稲葉彦六 <sup>(典通)</sup>  |
| 一五万石                   | 五間式尺九朱   | 山崎甲斐守 <sup>(家治)</sup> |
| 一三万五千石 <sup>(千九)</sup> | 亭間五尺一寸六歩 | 北条太郎助 <sup>(兵衛)</sup> |
| 一壹万石                   | 亭間五寸     | 堅田弥十郎 <sup>(就政)</sup> |
| 一六千石                   | 五尺八寸三歩   | 平野遠江守 <sup>(長春)</sup> |
| 一五万石                   | 式尺三寸三歩式朱 | 織田美作守 <sup>(高重)</sup> |
| 一貳千石                   | 壹尺一寸六歩六朱 | 金森甲斐守 <sup>(重次)</sup> |
| 一千石                    | 三寸五歩     | 兼永弥次右衛門               |
| 一三百石                   |          |                       |
| 合拾万四千三百五拾石             |          |                       |

此写者<sup>(堅田元慶)</sup>、(同就政) 大和守在江戸之問者、幼少ニ而弥十郎と申候時分、相從公儀御書付を以被仰出候也。  
 相從公儀御書付を以被仰出候也。  
 其節溜池下之屋敷持組相被仰付 数多之組相

右は幕府が赤坂溜池（史料では「桜田溜池」）の土手普請に当たり、その近隣に屋敷を所持する者たちに組合をつくらせて、普請役を課した

ことを示す史料である。書き上げられているのはその一組分で、名前の肩に書かれた寸尺が石高に応じて割り当てられた丁場だと思われるが、歩・朱などという微小な単位が使われていることから、実際には代金納されていたものと推測される。時期は元慶の死去後とみられ、堅田家には弥十郎就政の名で高六千石相当の役が課されている。これは屋敷の所持者に課されたいわば地縁的な役であり、堅田家のような大名家臣の証人も他の大名・旗本らとひとしくその役を務めていたことがわかる。<sup>43)</sup>

#### 五 小早川家と堅田家―小早川家文書の伝来

##### (1) 堅田元慶と小早川隆景

本稿の最後に、元慶と小早川隆景との関係と、元慶の子孫が江戸時代を通じて小早川家の文書を持ち伝えた経緯について述べることにする。

前述したように、元慶は十五歳から十八歳の間の頃に小早川隆景の養嗣子となるよう勧められたと伝えられている。元慶は結局これを辞退し、代わりに堅田の姓を名乗り始めるが、この時に小早川家の左巴の家紋を与えられたらしく、以後堅田家はそれを継承している。

隆景は天正十三年の八月、四国攻めの戦功によって秀吉から伊予に所領を与えられて湯築城に移り、それまでの居城備後三原城は元慶に預けられたという。隆景はその後も毛利本家と行動をともしにしており、同十五年に筑前名島城に移った後も三原城を本拠とし続けた。さらに文禄四年、秀吉によって送り込まれた養子秀俊（のち秀秋）に家督を譲って三原城に隠居し、慶長二年六月同地において死去した。元慶は関ヶ原の敗戦後しばらくの間、三原城に在城していたとする史料があるので、元慶と同城との関係は隆景の死後も続いていたものと考えられる。<sup>44)</sup>

隆景の死後三原城に残された遺物は、養子秀秋にはほとんど引き渡されなかつたのではなからうか。後年元慶の子就政が隆景の官位昇進口宣

案等九通を毛利家に献上した時の史料には、「隆景様御道具、先年和州<sup>(元)</sup>に就被為拜領候」と記されている。<sup>(46)</sup>この「御道具」が具体的に何を指すのかは不明であるが、隆景宛の口宣案など小早川家の什書類が含まれていたことは確かである。

また関ヶ原の戦いの前月、毛利家が伊勢津城攻めに向かう途中の事件として、次のような話が伝えられている。<sup>(47)</sup>

慶長五年大坂陣之時、輝元公堅田兵部<sup>(元)</sup>へ隆景公之御馬印被下賜、勢州下向候処、秀秋<sup>(小早川)</sup>コレヲ見テ大ニ怒テ曰、隆景之馬印、日本之内ニテ吾ナラテ外ニ持「抹消」者あるまじ」ヘキ筈ナシ、何者カコレヲ持テ往来スルヤト、数人ノ勇士ヲ遣ハシ、不及理非コレヲ奪取ラシム、兵部ハ面目ヲ失ヘリ、

隆景が遺した馬印を元慶が掲げて行軍していたのを秀秋が見咎め、家臣に命じてそれを奪い取らせたというのである。馬印を元慶に与えたのは輝元である。輝元は秀秋が小早川家を継いだことを快く思わず、かつて隆景の養子となることを勧めた元慶にその遺物を持たせたのであろう。輝元と元慶、そして秀秋の相互関係を物語る興味深い逸話である。

## (2) 小早川家文書と堅田家

慶長七年秀秋の死後、小早川家は嗣子なく断絶するが、のち明治十二年(一八七九)に毛利元徳の三男三郎を立てて再興された。『大日本古文書 小早川家文書』二冊(一九二七年刊)に収められたのは、この再興小早川家に各家から譲渡された史料である。その収録点数は文書原本等五八巻五五二通、写本一〇冊六〇二通、系図三点となっている(ほか拾遺として他家所蔵文書二件二五通)。

小早川家文書の伝来については松井輝昭氏の解説<sup>(48)</sup>がある。それによると同家文書は家断絶の後、毛利家家臣のうちのいくつかの家に伝えられ

た。隆景関係の文書を伝えたのは堅田家であり、そのほかの文書はほとんどが沼田小早川氏の有力庶家であった椋梨家に伝来したという。

しかし再興小早川家に譲渡された文書の多くは、第二次大戦中に空襲によって失われた。難を免れて一九八六年に国の重要文化財に指定されたのは、三一卷三〇六通であった。文化庁の担当者として重文指定に当たった山本信吉氏は小早川家の当主元治氏から、「一九四五年の大空襲の折に御蔵に焼夷弾の直撃を受け、火傷を負いながら焔のなかから文書を取り出したが、その一部を焼失した」という話を聞いた由である。<sup>(49)</sup>

小早川家文書は以上のような経過を経て現在に至っている。同家断絶後の伝来過程に関する松井氏の解説は簡明であるが、明治期以降の小早川家文書が具体的にどのように構成されているかについて詳しい説明はなされていない。しかし今回堅田元慶死歿条の編纂を進める過程で、江戸時代における史料の伝存状況を示す目録に接する機会が得られた。以下それを紹介しながら、小早川家文書の伝来と構成について考察することにした。

小早川家文書の一部が堅田家に伝来したことは、享保期に編纂された「閔閔録」の堅田譜に隆景関係の文書が多数収録されていることによつて古くから知られていた。堅田譜に収められている二九九通の文書のうち、二四〇通余が小早川家関係のものである。

今回の編纂の過程で見ることができたのは、弘化二年(一八四五)八月「御判物并御密用物控」<sup>(50)</sup>である。これはその当時堅田家が所持していた什物のうち、「に印九番」の長持に収められた文書・絵図類の目録である。それらはさらに卷子一巻または個々の文書単位ごとに記番号が付けられている。その全体の数量は次の通りである。

ム印壹番〜四拾四番 二二巻・一五冊・二八通・四六枚・六袋ほか  
ウ印壹番〜四拾五番 三六巻・二袋ほか

表1 「御判物并御密用物控」(抄)

| 文書番号   | 内 容  |
|--------|--|
| ム印四番   | 大閤秀吉公御内書壺巻   |
| ム印十三番  | 秀吉公 <small>秘器</small> 御書壺巻   |
| ム印十四はん | 大閤秀吉公御朱印 并奉行奉書共、   |
| ム印十八番  | 繪旨賜小早川家壺巻 但、水色絹袋入、   |
| ム印十九はん | 大閤秀吉公御朱印壺巻 但、同断、   |
| ム印三十四番 | 元就様 <small>多賀山</small> 新兵衛殿 <small>の</small> 御勘定 <small>壺</small> 、高氏様 <small>嶋津上</small> 総入道殿 <small>の</small> 御書壺、隆房様 <small>の</small> 竹原殿 <small>の</small> 同断 <small>壺</small> 、隆満様 <small>の</small> 小早川又鶴丸様御返報 <small>壺</small> 、杉原太郎左衛門所持之嶋津殿先祖 <small>の</small> 高氏 <small>の</small> 感状写し <small>壺</small> 、児淡路様 <small>の</small> 相兵庫様 <small>の</small> 安房様 <small>の</small> 御書翰 <small>壺</small> 、御請御口上書 <small>壺</small> 通、松頼様 <small>の</small> 当ル分式通、永禄式年己未正月八日竹原衆出仕御座敷書立候事と有之 <small>分</small> 、三田尻御開作御願書共 <small>二</small> 七通、粟屋家系図・江田略系共 <small>二</small> 四通、知行高目録 <small>壺</small> 通、以上 <small>壺</small> ツ巻之内、 |
| ム印三十七番 | 秀吉公御朱印切抜読立 <small>之</small> 分 <small>壺</small> 、毛岩 <small>之</small> 允様 <small>の</small> 御書 <small>壺</small> 、御書 <small>壺</small> 通、小早川左衛門之助様 <small>之</small> 御書 <small>壺</small> 袋入、  |
| ウ印十番   | 秀次公内書并関白以前之御書翰・秀長書翰 <small>壺</small> 巻   |
| ウ印十一番  | 小早川家御知行御朱印 <small>壺</small> 巻  |
| ウ印十三番  | 大閤秀吉公御朱印 <small>壺</small> 巻  |
| ウ印十四番  | 大閤秀吉公御朱印 <small>壺</small> 巻 小早川家 <small>の</small> 当ル、  |
| ウ印十五番  | 大和納言秀長御書翰 <small>壺</small> 巻   |
| ウ印十七番  | 大閤秀吉公側陋以来之御書翰 <small>壺</small> 巻   |
| ウ印十八番  | 信長公御内書 但、武將已前 <small>之</small> 分共 <small>二</small> 、   |
| ウ印十九番  | 小早川左衛門介 <small>様</small> 之御書翰 但、真木嶋玄蕃守 <small>之</small> 奉書 <small>壺</small> 巻、   |
| ウ印三拾壺番 | 大閤秀吉公御朱印 <small>壺</small> 巻  |
| ウ印三拾貳番 | 小早川家口宜其外公儀 <small>の</small> 被差出候御控并同断 <small>二</small> 付御奉書両通 <small>壺</small> 巻   |
| ウ印三拾三番 | 義輝公・義昭公御内書 <small>壺</small> 巻  |
| ウ印三拾九番 | 義輝公・義昭公御内書并真木嶋玄蕃頭御奉書 <small>壺</small> 巻  |
| ウ印四拾壺番 | 小早川家御座配 <small>壺</small> 巻   |
| ウ印四拾貳番 | 大閤秀吉公御朱印 小早川家 <small>の</small> 当ル分 <small>壺</small> 巻  |
| ウ印四拾三番 | 秀吉公御朱印 <small>壺</small> 巻  |
| ウ印四拾四番 | 秀次公同断 <small>壺</small> 巻   |
| ウ印四拾五番 | 秀吉公御朱印 <small>壺</small> 巻  |

(註) 表記は原文のまま。

史料編纂所所蔵「堅田文書」に当たるものも大半がこの中に含まれており、堅田家にとって最も重要な文書を収めた長持であったと思われる。ここではその中から小早川家文書に関係する部分を表1に抽出した。続いて表2には、「大日本古文書 小早川家文書」所収史料を巻冊単位で表示した。表中の「巻冊名1」は各巻冊の見出しに掲げられた主題名、「巻冊名2」は副題名である。大日本古文書の例言に記されているように、副題名は各巻の題箋(例言では「旧題箋」)から採られており、そのことは現存史料からも確認される。これを表1と比較してみると、名称が一致または近似しているものが多い。たとえば表1のウ印十七番「大閤秀吉公側陋以来之御書翰」は表2の34番、ウ印十八番「信長公御内書 但、武將已前之分共二、」は22番、ウ印三拾貳番「小早川家口宜其外公儀の被差出候御控并同断二付御奉書両通」は17番とほぼ一致する。またム印十三番「秀吉公秘器御書」は29番と30番の上下二巻に分割されているものの原型と考えられる。これらはかつて堅田家に伝存したものとみて間違いないであろう。現存する巻子は明治期以降に仕立て直された可能性があるが、題箋の字句は弘化二年時点のものを踏襲していると

考えられる。<sup>52)</sup> また表1には「大閤秀吉公御朱印…」 「秀吉公御朱印」と記されたものが八巻あり、のちに成巻し直されたためか数は一致しないが、表2の秀吉朱印状の巻子と名称が一致・類似している。これらもまた堅田家から再興小早川家に譲られたものとみられよう。このほか全巻を細かく点検していくのは煩瑣にわたるため、ここでは省略する。対応が推測される文書番号を表2の「堅田家長持目録」欄に記入したので参照されたい。表2ではまた、「閥閥録」堅田安房呈譜に収録された隆景関係文書の対応関係も検討してみた。各巻の「閥閥録」欄に記入したのが双方一致する文書の点数である。全点が一致している場合は数字のあとに\*印を付けた。この点数の多さも各巻が堅田家に伝来したものであるか否かを考える材料となる。以上の対照作業の結果にもとづいて、表2の「伝来」欄に現時点での判断を記号で示した。「掠」と記入したのは、巻冊名にたとえば「掠梨家什書」などと記されていて同家伝来と判断されるものである。<sup>53)</sup> 堅田家

表2 『大日本古文書 小早川家文書』 卷冊構成

| 通番 | 卷冊名1   | 卷冊名2                            | 点数 | 閏閏録 | 堅田家長持目録                     | 現存 | 伝来 |
|----|--------|---------------------------------|----|-----|-----------------------------|----|----|
|    | 【第一冊】  |                                 |    |     |                             |    |    |
| 1  | 小早川家文書 | 小早川重書 一                         | 11 |     |                             |    | 掠  |
| 2  | 小早川家文書 | 小早川重書 二                         | 17 |     |                             |    | 掠  |
| 3  | 小早川家文書 | 沼田家証文 一                         | 9  |     |                             |    | 掠  |
| 4  | 小早川家文書 | 沼田家証文 二                         | 14 |     |                             |    | 掠  |
| 5  | 小早川家文書 | 竹原家証文 一                         | 13 |     |                             |    | 掠  |
| 6  | 小早川家文書 | 竹原家証文 二                         | 14 |     |                             |    | 掠  |
| 7  | 小早川家文書 | 竹原家証文 三                         | 14 |     |                             |    | 掠  |
| 8  | 小早川家文書 | 椋梨家什書 一                         | 19 |     |                             |    | 掠  |
| 9  | 小早川家文書 | 椋梨家什書 二                         | 11 |     |                             |    | 掠  |
| 10 | 小早川家文書 | 椋梨家什書 三                         | 1  |     |                             |    | 掠  |
| 11 | 小早川家文書 | 椋梨家什書 四                         | 7  |     |                             |    | 掠  |
| 12 | 小早川家文書 | 椋梨家什書 五                         | 19 |     |                             |    | 掠  |
| 13 | 小早川家文書 | 椋梨家什書 六                         | 7  |     |                             |    | 掠  |
| 14 | 小早川家文書 | 椋梨家什書 七                         | 20 |     |                             |    | 掠  |
| 15 | 小早川家文書 | 第一号 右中弁及西宝僧正左中将ヨリ賜ル諭旨           | 2  | 2*  | ム印18番                       | ○  | ◎  |
| 16 | 小早川家文書 | 第二号 小早川家御知行御朱印                  | 5  | 5*  | ウ印11番                       | ○  | ◎  |
| 17 | 小早川家文書 | 第三号 小早川家口宣其外公儀へ被差出御扣并同断御奉書両通    | 21 | 11  | ウ印32番                       | ○  | ◎  |
| 18 | 小早川家文書 | 第四号 義輝公義昭公御内書并真木島玄蕃頭奉書          | 7  | 7*  | ウ印39番                       | ○  | ◎  |
| 19 | 小早川家文書 | 第五号 大和納言秀長卿書翰                   | 7  | 6   | ウ印15番                       | ○  | ◎  |
| 20 | 小早川家文書 | 第六号上 義輝公義昭公御内書                  | 20 | 20* | ウ印33番                       | ○  | ◎  |
| 21 | 小早川家文書 | 第六号下 義輝公義昭公御内書                  | 20 | 20* |                             | ○  | ◎  |
| 22 | 小早川家文書 | 第七号 信長公御内書武將以前分共                | 17 | 17* | ウ印18番                       | ○  | ◎  |
| 23 | 小早川家文書 | 第八号 秀吉公ヨリ隆景公外五名へ賜ル御朱印           | 10 | 9   | ム印19番、ウ印13番、同31番、同43番、同45番? | ○  | ◎  |
| 24 | 小早川家文書 | 第九号 大閤秀吉公御朱印上 小早川家へ当            | 10 | 10* | ウ印14番・同42番?                 | ○  | ◎  |
| 25 | 小早川家文書 | 第九号 大閤秀吉公御朱印下 小早川家へ当            | 7  | 7*  |                             | ○  | ◎  |
| 26 | 小早川家文書 | 第十号 秀次公御朱印                      | 9  | 2   | ウ印44番?                      | ○  | ○  |
| 27 | 小早川家文書 | 第十一号上 秀吉公ヨリ隆景公外十二名へ賜ル御朱印        | 11 | 11* | ム印19番、ウ印13番、同31番、同43番、同45番? | ○  | ◎  |
| 28 | 小早川家文書 | 第十一号下 秀吉公ヨリ隆景公外十二名へ賜ル御朱印        | 7  | 7*  |                             | ○  | ◎  |
| 29 | 小早川家文書 | 第十二号上 秀吉公称羽柴殿候節之御書              | 11 | 11* | ム印13番                       | ○  | ◎  |
| 30 | 小早川家文書 | 第十二号下 秀吉公称羽柴殿候節之御書              | 10 | 10* |                             | ○  | ◎  |
| 31 | 小早川家文書 | 第十三号 大閤秀吉公御朱印上                  | 18 |     | ム印19番、ウ印13番、同31番?           | ○  | ○  |
| 32 | 小早川家文書 | 第十三号 大閤秀吉公御朱印下                  | 17 |     |                             | ○  | ○  |
| 33 | 小早川家文書 | 第十四号 吉川元春公ヨリ隆景公及兼重下総守へ又外両名へ与ル書翰 | 7  |     |                             | ○  | ?  |
| 34 | 小早川家文書 | 第十五号 大閤秀吉公側陋以来之御書翰              | 15 | 14  | ウ印17番                       | ○  | ◎  |
| 35 | 小早川家文書 | 第十六号 増田右衛門外九名ヨリ隆景公外五名へ与ル手束      | 24 | 9   | ム印14番の一部?                   | ○  | △  |
| 36 | 小早川家文書 | 第十七号 秀吉公御朱印上                    | 13 | 11  | ム印14番の一部、ウ印43番、同45番?        | ○  | ○  |
| 37 | 小早川家文書 | 第十七号 秀吉公御朱印下                    | 17 | 4   |                             | ○  | ○  |
| 38 | 小早川家文書 | 第十八号 大閤秀吉公御朱印                   | 11 | 11* | ム印19番、ウ印13番、同31番?           | ○  | ◎  |
| 39 | 小早川家文書 | 第十九号 小早川家御座配                    | 3  |     | ム印34番の一部、ウ印41番              | ○  | ◎  |

|    |                |                             |     |      |                             |   |   |
|----|----------------|-----------------------------|-----|------|-----------------------------|---|---|
| 40 | 小早川家文書         | 義興公其他ヨリ御書翰                  | 5   |      |                             |   | ? |
| 41 | 小早川家文書         | 隆景卿ヨリ元就公隆元公へ之御書翰            | 1   |      |                             |   | ? |
| 42 | 小早川家文書         | 秀次公ヨリ隆景卿へノ御書翰               | 4   | 4 *  | ウ印10番の一部?                   |   | ◎ |
| 43 | 小早川家文書         | 秀吉公ヨリ隆景卿へ御書翰                | 15  | 14   | ム印4番                        |   | ◎ |
| 44 | 小早川家文書         | 朝鮮御渡海人数附                    | 13  | 13 * | ム印19番、ウ印13番、同31番、同43番、同45番? |   | ◎ |
| 45 | 小早川家文書         | 秀吉公ヨリ秀秋卿ニ係ル隆景卿へノ御書翰         | 1   |      |                             |   | ? |
| 46 | 小早川家文書         | 小笠原播磨守元長入道宗長江口美作守興郷等之弓馬古実書翰 | 15  | 1    |                             |   | △ |
| 47 | 小早川家文書         | 元就公御教訓書                     | 1   |      |                             | ○ | ◎ |
| 48 | 小早川家文書         | 元就公御直書隆景公江                  | 2   | 1    |                             | ○ | △ |
| 49 | 小早川家文書         | 秀吉公御朱印                      | 1   |      | ウ印43番、45番?                  |   | △ |
| 50 | 小早川家文書         | 聖護院御門跡准后大僧正道澄法親王之御判         | 1   |      |                             |   | ? |
| 51 | 小早川家文書         | 家康公御書                       | 1   | 1 *  |                             | ○ | ◎ |
| 52 | 小早川家文書         | 小早川美作守書状                    | 1   |      |                             |   | ? |
| 53 | 小早川家文書         | 元就公隆景卿ヨリ浦兎玉へ御書翰             | 7   |      |                             |   | ? |
| 54 | —              | —                           | 1   | 1 *  | ウ印19番の一部?                   |   | ◎ |
| 55 | —              | —                           | 5   | 5 *  | ウ印19番の一部?                   |   | ◎ |
| 56 | —              | —                           | 1   | 1 *  |                             |   | ◎ |
| 57 | —              | —                           | 1   |      |                             | ○ | ? |
| 58 | —              | —                           | 1   |      |                             | ○ | ? |
| 59 | 小早川家証文 一       | —                           | 56  |      |                             |   | 掠 |
|    | 【第二冊】          |                             |     |      |                             |   |   |
| 60 | 小早川家証文 二       |                             | 127 |      |                             |   | 掠 |
| 61 | 小早川家証文 三       |                             | 96  |      |                             |   | 掠 |
| 62 | 小早川家証文 四       |                             | 90  |      |                             |   | 掠 |
| 63 | 小早川家証文 五       |                             | 78  |      |                             |   | 掠 |
| 64 | 小早川家証文 六       |                             | 62  |      |                             |   | 掠 |
| 65 | 小早川家証文 七       |                             | 84  |      |                             |   | 掠 |
| 66 | 小早川家御什書写本書堅田 七 |                             | 1   | 1 *  |                             |   | ○ |
| 67 | 小早川家御什書写本書堅田 八 |                             | 2   | 2 *  |                             |   | ○ |
| 68 | 小早川家御什書写本書堅田 九 |                             | 6   | 6 *  |                             |   | ○ |
| 69 | 小早川家系図<br>(拾遺) |                             | 3   |      |                             |   | ? |
| 70 | 吉川家中并寺社文書      | 真田七内差出小早川氏什書一               | 24  |      |                             |   | — |
| 71 | 中島寛一郎所蔵文書      |                             | 1   |      |                             |   | — |
|    | 【大日本古文書不探史料】   |                             |     |      |                             |   |   |
| 1  | (題箋なし)         | (「梨羽紹幽物語」)                  | 1   |      |                             | ○ | ? |
| 2  | (題箋なし)         | (明治十三年四月二十五日附小早川三郎宛毛利元徳書状)  | 1   |      |                             | ○ | — |

(註1) 54～58番とした9通には巻冊名が付けられていないが、55番の5通は1巻に継がれていると注記されており、また57・58番は現存する2点(各1通1巻)に対応しているため、それぞれ別項として扱った。なお、57番の巻子の表紙には「張令記ヨリ差出シ」と記された貼紙がある。

(註2) 史料編纂所所蔵の写本・写真帳との対応関係は次の通り。【1～56番のうち30巻】影写本「小早川文書」7冊(小早川四郎氏蔵本、1900～06年影写、堅田家旧蔵分のうち「閨閩録」と重複するものは割愛した旨の奥書あり)、【59～68番】謄写本「小早川什書」9冊(小早川四郎氏蔵本、1884年謄写)・写本「小早川什書」8冊(9冊のうち第1冊欠、編年史編纂掛、1890年頃令写)、【69番】謄写本「小早川家系」「竹原小早川家系」(小早川四郎氏蔵本、1904年謄写)、【15番ほか現存32点】写真帳「小早川文書」6冊(小早川元治氏所蔵〔現在文化庁所蔵、九州国立博物館保管〕、1986年撮影)。ほかに小早川四郎氏所蔵文書を撮影した台紙付写真が19点ある。

に伝わった可能性があるものには、裏付けの確度によって「◎・○・△・？」の四段階の記号を付けた。この中には47番の「元就公御教訓書」のように、「閨閩録」にも長持目録にも載っていないが、文書箱の裏に「明治三十一年四月四郎様御夫婦山口御越之節堅田少輔ヨリ差出之」と記されていることによって「◎」を付けたものもある。<sup>(54)</sup>「△」や「？」も、今のところ確たる裏付けが不足しているだけであって、堅田家に伝来した可能性がない訳ではない。複数の家に伝来した文書をまとめて成巻し直したとも考えられるし、「閨閩録」の収録文書が原本ではなく写しであった可能性もあり得るから、慎重を期して判定した結果である。<sup>(55)</sup>

伝来未確認の部分がまだ残っており、物によっては卷子単位ではなく、文書一点ずつに分けてその由来を検討していかなければならないが、それらの作業は今後の課題としたい。現時点での大づかみな結論になるが、文書の内容等を含めて総合的に考えると、表2の15番～58番と66番～68番の大半、すなわち椋梨家伝来以外の巻冊の大半は堅田家に伝わったものと判断することができるであろう。<sup>(56)</sup>

また、現存する三三巻（重文指定外一卷を含む）を「伝来」欄と突き合わせてみると、その大半が堅田家に伝来した史料とみられる。椋梨家伝来の史料は大空襲の際に焼失してしまっただが、堅田家伝来分の多くは辛うじて救出されて現在に至っているのである。

#### おわりに

『大日本史料』第十二編の編纂報告を兼ねて堅田元慶の生涯を概観し、小早川家文書の伝来についても考えてみた。元慶のことについてより詳しくは『大日本史料』に収めた史料を読んでいただきたい。

史料編纂所等に未翻刻の史料が多数残されていたことが補遺の編纂に取りかかった理由ではあるが、大名陪臣の卒伝に二〇〇頁以上の紙幅を

割いたことには批判もあり得よう。しかし現状の『大日本史料』では、堅田元慶のように時に中央政治にも関係し、大名の動静に深くかわる人物であっても、その事蹟・閨閩史料は卒伝のような形でまとめて編纂・紹介するしか方法がない。また今後、近世初期の歴史研究を深化させていく過程では、こういった陪臣クラスの家に残された史料をも発掘・紹介していかなければならない。『大日本史料』の編纂迅速化の要請との関係でそうした史料をどのように活用していくべきか、今後さらに検討していく必要がある。<sup>(57)</sup>

#### 〔註〕

- (1) 『大日本史料』第十二編之五十四、二八〇～八二頁、一九九七年。
- (2) 山口県文書館所蔵県庁伝来旧藩記録「閨閩録」卷十之六（刊本『萩藩閨閩録』（山口県文書館編、一九六七年）第一卷二六二～三頁）、同館所蔵毛利家文庫「譜録」堅田安房広慶一。
- (3) 蘇峰先生文章報国五十年祝賀会編、明治書院、一九三六年。
- (4) 本文書のうち目録一八四号のうち三通、および一九三号の全十四通と同じものが、京都大学文学部所蔵影写本「毛利文書」にも収められている（一九三三年十一月山口市市中町小椋勲氏蔵本写、史料編纂所蔵写真帳による）。この影写本にはまた、本文後述⑦「反町茂雄氏所蔵文書」の毛利輝元定書一通も含まれており、堅田家旧蔵史料の流出経路の一端を知ることができる。
- (5) 山口県教育委員会文化課文化財保護係編『毛利家歴史資料目録』古文書・典籍編、一九八三年、「特別取扱書類」八三七～八五七号。
- (6) 毛利家文庫「諸家証文」地。
- (7) 光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』二八八～三〇五頁、校倉書房、二〇〇七年。
- (8) 毛利家文庫「八ヶ国御時代分限帳」春。
- (9) 田中誠二『近世の検地と年貢』一四～一六頁、塙書房、一九九六年。

- (10) 慶長三、五年のものとなる「広島御時代分限帳」(毛利家文庫)では知行はさらに増加して一万四〇三九石(生産高)となっている。
- (11) 史料編纂所蔵「堅田文書」十八。
- (12) 木下吉隆は文禄二年十月五日に従五位下大膳大夫に叙任している(国立公文書館所蔵「駒井日記」同日条ほか)。
- (13) 元慶に宛てた吉隆書状にはもう一通「我等事、昨日被仰出候、安国寺被成御聞候、御馬廻りなみに御奉公可申候由、御意候、依之、家替等も被仰付事候」と記されたものがあり(日附欠、史料編纂所蔵「堅田文書」十八)、これも秀次事件後の吉隆処分に関係する書状と思われる。
- (14) 史料編纂所蔵「堅田文書」十四。
- (15) 輝元の花押形の変化については館鼻誠「毛利輝元文書の基礎研究」(『古文書研究』二六、一九八六年)で詳しく検討されている。
- (16) 巻五十六(刊本第二卷三九六頁)。
- (17) 史料編纂所蔵謄写本「宗湛日記」乾。
- (18) 同右所蔵影写本「神屋文書」乾。
- (19) 「譜録」清水長左衛門元周三。
- (20) 毛利家文庫「御系図御家譜引書」八十六。
- (21) 史料編纂所蔵謄写本「福原家譜」四。
- (22) 日附欠(慶長六年カ) 福原広俊宛毛利輝元書状、宇部市立図書館寄託 福原家文書、史料編纂所蔵写真帳「福原文書」二による。
- (23) 以下、個々に注記しない史料は『大日本史料』第十二編之五十九補遺 堅田元慶死歿条の当該箇所を参照されたい。
- (24) 卯月廿二日附福原広俊・益田元祥宛本多正信書状、史料編纂所蔵レクチグラフ「堅田文書」所収。
- (25) 日附欠(慶長十四年カ) 堅田元慶室益田氏宛毛利輝元書状。本書状は料紙二紙が剥離して、史料編纂所蔵「堅田文書」の巻十と十一に一紙ずつ収められている。
- (26) (慶長十五年カ) 九月十三日附堅田元慶室益田氏宛毛利輝元書状、史料編纂所蔵「堅田文書」七。
- (27) (慶長十二年) 八月廿四日附益田元祥宛毛利輝元書状(「譜録」益田頼母二)で「大和事、定而ハヤ可罷着候、佐州(本多正信)などのあ(四)ひなにはと候哉、心もとなく候、御方其元之事にて候間、何篇可有異見候、先度も申候やうに、佐州・相州(天倉)などへハ、折々無指儀候共被罷越候て、万被開合可被申越候、不可有由断候」と述べている。
- (28) 慶長十五・六年頃、神村元種の加増願を取り次いだ元慶に対して毛利輝元が長文で答えた書状(日附欠毛利輝元書状案、毛利家文庫)や、元和五年輝元上洛留守中の蔵入地支配のことについて元慶等が連署して指示した奉書(八月二日附武藤就康宛、「譜録」武藤与右衛門正時呈譜)などがある。
- (29) 山口市堅田家文書。
- (30) 七月廿八日附堅田元慶宛米津田政書状、史料編纂所蔵「堅田文書」十六。
- (31) (元和六年) 三月十三日附毛利秀就宛柳生宗矩書状、毛利家文庫。
- (32) 史料編纂所蔵「堅田文書」十七。
- (33) 元和九年十二月二日附毛利元俱宛同輝元書状、毛利祥允氏所蔵、史料編纂所蔵写真帳「天野」毛利文書」四による。
- (34) 在原昭子「江戸幕府証人制度の基礎的考察」(『学習院大学史料館紀要』二、一九八四年)。
- (35) 前註在原論文三四〜四一頁。
- (36) 毛利家文庫「福原家蔵証文」。
- (37) 「証人之次第」(「譜録」益田頼母三)
- (38) 以上、前掲「堅田大和書付」等による。
- (39) 山口市堅田家文書。
- (40) 原本は現存せず、東京都立中央図書館等に写本が所蔵されている。『古板江戸図集成』一(中央公論美術出版、一九五八年)等所収。
- (41) (元和十年) 三月廿一日附益田元祥・清水景治宛毛利秀元書状写(毛利家文庫「長府事取集」二)。この当時毛利秀就を後見していた秀元は、江戸の堅田家旧宅に番人を付け、破損が甚だしいので五月雨前に屋敷を修繕するようにと命じている。
- (42) 「譜録」堅田安房広慶一。

- (43) この覚書に書き上げられた八名の大名・旗本は、五万石から三百石までと石高の開きも大きく、家格等の面での共通性は見出せない。また「武州豊嶋郡江戸庄園」を手がかりにしてそれぞれの屋敷の所在を探ってみると、ひとつの区画（「街区」）には固まっておらず、逆に一区画から一・二家ずつ拾い出して組み合わせた可能性がある。江戸城の石垣普請などと違って、このように江戸の随所で行われた中小規模の普請の実態はよくわかっておらず、この覚書は断片的なものではあるが、それらの役負担のあり方を知らせる数少ない史料といえることができる。
- (44) 「閔閔録」卷十之六堅田安房呈譜（刊本第一卷二六二頁）。
- (45) 「閔閔録」卷三十四草薙太郎左衛門呈譜（刊本第一卷八一五頁）。
- (46) （寛文九年カ）十月三日附堅田就政宛毛利就方奉書（『大日本古文書 小早川家文書』一、二〇〇号）。なお、この時堅田家から毛利家に献上された口宣案等九通は『大日本古文書 毛利家文書』三、九八六〜九九四号に該当すると思われる。
- (47) 毛利家文庫「小早川御家御再興一件」。
- (48) 『日本歴史「古文書」総覧』二六四〜五頁、新人物往来社、一九九二年。
- (49) 山本信吉『古典籍が語る―書物の文化史―』一五八〜九頁、八木書店、二〇〇四年。
- (50) 佐伯隆氏保管。
- (51) 以下、史料編纂所所蔵写真帳「小早川文書」六冊による。
- (52) 本文に例示した29番・30番は、現存する卷子の題箋をみると堅田家の目録の表記と同様に「称羽柴候節之」の部分が割書にされており、その点からも旧題箋の字句の踏襲が確認できる。
- (53) このうち「小早川家証文」第六冊の表紙押紙に「椋梨・小泉」、第七冊には「沼田末族・平賀・逸見・藤井・善家・彦部・雑類」と記されており、この二冊の収録文書はそれら各家に由来するものであるとみられるが、本書と同内容の史料編纂所所蔵謄写本「小早川什書」はこれを含めて「本書椋梨」としているので、各家の関係文書が椋梨家を通じて再興小早川家に移譲されたものと判断した。本稿では堅田家以外の伝来分について検討する用意がないので、この点は後考に俟ちたい。
- (54) 福原・堅田両家伝来文書計七九〇通を写した謄写本「小早川什書」九冊（小早川四郎氏蔵本写）は一八八四年に作成されており、一八七九年の小早川家再興後間もない時期に両家の伝来文書が譲渡されていたことがわかる。「元就公御教訓書」は、それより後に追加寄贈された文書のひとつである。なお、この文書は堅田家が明治期になってから新たに入手したものとも考えられる。
- (55) 「？」を付けた中には堅田・椋梨以外の家に由来する文書を取めた巻もあるが、それらが再興小早川家に渡るまでの過程が不明のため、当面判断を保留した。
- (56) 『大日本古文書 小早川家文書』には木下吉隆・石川光元等から堅田元慶（等）に宛てた書状が七通含まれている（四二二号以下）。それらは本来堅田家に残されてしかるべきものであったが、隆景宛書状と同じ卷子に仕立てられていたため譲渡されたものと思われる。史料編纂所所蔵「堅田文書」十八には、それと同類の書状が九通収められている（その一部を第二章で紹介した）。なおこの「堅田文書」十八の中には逆に、『小早川家文書』編纂時に原本所在不明のため「小早川家御什書写（本書堅田九）」から採った（文禄二年）七月十四日附豊臣氏奉行連署奉書や、「小早川家文書（第十三号大閣秀吉公御朱印上）」三六三号（同年）五月十九日附豊臣秀吉朱印状と対になる同日附豊臣氏奉行連署奉書のよりに、譲渡されずに堅田家に残った隆景関係文書もある。
- (57) 『大日本史料』第十二編之五十九の編纂を担当したのは、筆者のほか山口和夫・及川亘、及び小宮木代良（校正に参加）である。本稿はその編纂成果にもとづくものであるが、文責は筆者にある。